



## VI

# 計画の推進体制等

## VI 計画の推進体制等

### 1 推進体制

- (1) 県庁内の関係部課や各福祉保健所・中央保健所及び沖縄労働局等の関係行政機関との連携を密にし、効果的かつ総合的な施策推進を図ります。
- (2) 地域の特性に合ったサービスの提供体制を確保し、各市町村における計画の達成を図るため、圏域ごとの協議の場などを活用し、各市町村の計画の推進を支援します。
- (3) 分野及び官民の別を超えた幅広い関係者による地域のネットワークづくりを推進するとともに、障害者のニーズ等を反映し、効果的かつスムーズに施策が展開できるよう、関係者との連携を強化します。
- (4) 沖縄県障害者施策推進協議会に、本計画に掲げた数値目標の達成状況やサービス提供実績等を報告するとともに、適宜、新たな施策等について意見を聴き、計画の推進を図ります。

